

茨木市ジェンダー平等(男女共同参画)に関する意識調査 ご協力をお願い

茨木市では、誰もがお互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「ジェンダー平等社会の実現」をめざして、さまざまな施策に取り組んでいます。

このたび、市内の大学生のみなさんに、男女(ジェンダー)平等に関する意見をお聞きする WEB アンケート調査を実施し、男女共同参画施策の推進を図るための基礎資料にしたいと考えています。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和8年 10 月

茨木市長 福岡 洋一

調査の概要

【調査項目】 ジェンダー平等(男女共同参画)、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)、セクシュアルハラスメントや DV、性的マイノリティ、困難な問題を抱える人々への支援、ご自身について

【設 問 数】 25 問

【調査期間】 令和8年 10 月●日～●月●日

WEB アンケート調査回答方法

本調査は無記名調査です。

調査の回答から回答者のメールアドレスなどの情報を収集することはありません。

<WEB 回答方法>

1. 下記 URL を入力するか右の二次元コードを読み取り、回答ページへアクセスしてください。

【WEB 回答ページ URL】 <https://>



2. インターネットでの回答は1回限りです。回答を送信されると、その後の修正はできませんので、ご注意ください。

問合先 茨木市 共創文化部 人権・男女共生課
電 話 072-620-1640(直通)
メール jinken@city.ibaraki.lg.jp

相談窓口

一人で悩まないでください。

※特別の記載が無い限り、年末年始を除く

窓口名	電話番号	受付時間	休館日等
【女性相談(総合相談)】			
大阪府立男女共同参画・青少年センター (ドーンセンター)	06-6937-7800	【火から金】 16時00分から20時00分 【土・日】 10時00分から16時00分	毎週月曜日 祝日(土・日 を除く)
大阪府女性相談センター	06-6949-6022 06-6946-7890 (FAX)06-6940-0075	【月から金】 9時00分から20時00分 【土・日】9時00分から17時00分	祝日
茨木市立男女共生センターローズ WAM	女性相談 072-621-0892 男性相談 072-620-9929	女性相談【月から土】 10時00分から16時00分 男性相談【毎月第3・4水曜日】 18時30分から21時30分	火曜日 祝日
【デートDV相談】			
大阪府女性相談センター	06-6949-6022 06-6946-7890 (FAX)06-6940-0075	【月から金】 9時00分から20時00分 【土・日】9時00分から17時00分	祝日
	06-6946-7890(DV専用) (FAX)06-6940-0075	上記以外の時間帯、365日対応	
デートDV110番	050-3204-0404	【月から土】 19時00分から21時00分	
茨木市配偶者暴力相談支援センター	072-622-5757	【月から土】 9時00分から17時00分	祝日
【性犯罪相談(被害や捜査に関する相談)】			
性犯罪被害110番(大阪府警察本部)	0120-548-110 または#8103	24時間、365日対応	
大阪府性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター 「ウィズユーおおさか」	06-7494-3683 または#8891	24時間、365日対応	
19歳までの子どもの性暴力の相談 SAP子どもサポートセンター「サチッコ」	06-6632-0699	【月～金】 11時00分から16時00分 【第1,2,4木曜日】 11時00分から19時00分 【第3土曜日】 10時00分から12時00分	祝日
【ストーカー被害相談】			
ストーカー110番(大阪府警察本部)	06-6937-2110	24時間、365日対応	
【その他相談】			
こころの電話相談 (大阪府こころの健康総合センター)	06-6607-8814	【月・火・木・金】 9時30分から17時00分	祝日
みんなの人権110番(法務省)	0570-003-110	8時30分から17時15分	土・日・祝日
DV・セクハラ・性被害の電話相談 (大阪弁護士会)	06-6364-6251	【第2木】 11時30分から13時30分	
いばらきにじいろ相談	080-4668-9510	【毎月第4土曜日】 15時00分から19時45分	

 入力フォーム

1 入力1 - 2 入力2 - 3 入力3 - 4 入力4 - 5 入力5 - 6 入力6 - 7 入力7 - 8 確認 - 9 完了

茨木市ジェンダー平等（男女共同参画）に関する意識調査

茨木市では、誰もがお互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「ジェンダー平等社会の実現」をめざして、さまざまな施策に取り組んでいます。

このたび、市内の大学生のみなさんに、男女（ジェンダー）平等に関する意見をお聞きするWEBアンケート調査を実施し、男女共同参画施策の推進を図るための基礎資料にしたいと考えています。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和8年10月
茨木市長 福岡 洋一

調査の概要

【調査項目】ジェンダー平等（男女共同参画）、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）、セクシュアルハラスメントやDV、性的マイノリティ、困難な問題を抱える人々への支援、ご自身について

【設問数】全25問

【調査期間】令和8年●月●日（●）～●月●日（●）

問合せ先

茨木市 共創文化部 人権・男女共生課

電話 072-620-1640（直通）

メール jinken@city.ibaraki.lg.jp

ホームページ https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/jinken/menu/danjo_kyodo/houkokusyo.html

→ 次の画面へ進む

 入力内容を一時保存する

入力フォーム

✓ 入力1 — 2 入力2 — 3 入力3 — 4 入力4 — 5 入力5 — 6 入力6 — 7 入力7 — 8 確認 — 9 完了

ジェンダー平等についておたずねします

問 1. あなたは、男女の地位がどの程度平等になっていると思われますか。次の分野で、あてはまる番号を選んでください。

それぞれ1つ選んでください

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている
ア 法律や制度のうえでは	☐	☐	☐	☐	☐
イ 社会の慣習やしきたりでは	☐	☐	☐	☐	☐
ウ 自治会などの地域活動では	☐	☐	☐	☐	☐
エ 学校生活では	☐	☐	☐	☐	☐
オ 雇用の機会や職業の選択では	☐	☐	☐	☐	☐
カ 賃金や待遇では	☐	☐	☐	☐	☐
キ 家庭生活では	☐	☐	☐	☐	☐
ク 政治・経済活動では	☐	☐	☐	☐	☐
ケ 社会全体では	☐	☐	☐	☐	☐

問 2. あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。

1つ選んでください。

- ☐ 1. 賛成
- ☐ 2. どちらかといえば賛成
- ☐ 3. どちらかといえば反対
- ☐ 4. 反対
- ☐ 5. わからない

問2で「1. 賛成」「2. どちらかといえば賛成」を選択した場合、問3－1を
問2で「3. どちらかといえば反対」「4. 反対」を選択した場合、問3－2を表示

《問2で、「1. 賛成」「2. どちらかといえば賛成」と答えた方におたずねします。》

問3－1. それはなぜですか。

当てはまるものをいくつでも選んでください。

- ☐ 1. 女性が家庭を守った方が、こどもの成長などにとって良いと思うから
- ☐ 2. 家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは大変だと思うから
- ☐ 3. 男性が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから
- ☐ 4. 日本の伝統的な家族のあり方だと思うから
- ☐ 5. 自分の両親も役割分担していたから
- ☐ 6. わからない
- ☒ 7. その他

「7.その他」を選択した方は、具体的に記入してください

0 / 60000

《問2で、「3. どちらかといえば反対」「4. 反対」と答えた方におたずねします。》

問3－2. それはなぜですか。

当てはまるものをいくつでも選んでください。

- ☐ 1. 固定的な男性と女性の役割分担の意識を押し付けるべきではないから
- ☐ 2. 女性が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとって良いと思うから
- ☐ 3. 男性も女性も働いた方が、多くの収入を得られると思うから
- ☐ 4. 男女平等に反すると思うから
- ☐ 5. 家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは可能だと思うから
- ☐ 6. 自分の両親もともに働いていたから
- ☐ 7. わからない
- ☒ 8. その他

「8.その他」を選択した方は、具体的に記入してください

0 / 60000

問4. 一般的なこととして、女性の就労と結婚、出産、子育てとのかかわりについて、あなたの考えに最も近いものを選んでください。

当てはまるものを1つ選んでください。

- ☐ 1. 結婚、出産にかかわらず、仕事を続ける方が良い
- ☐ 2. 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けるのが良い
- ☐ 3. 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続けるのが良い
- ☐ 4. こどもができるまで仕事に就き、こどもができたらか家事や子育てに専念するのが良い
- ☐ 5. 結婚までは仕事に就き、結婚後は家庭のことに専念するのが良い
- ☐ 6. 女性は仕事に就かない方が良い
- ☐ 7. わからない
- ☐ 8. その他

問5. 男女共生センター ローズWAMのことを知っていますか。

当てはまるものを1つ選んでください。

- ☐ 1. 知っており、利用したことがある
- ☐ 2. 知っているが、利用したことはない
- ☐ 3. 知らない

← 1つ前の画面に戻る

→ 次の画面へ進む

 入力内容を一時保存する



3

4

5

6

7

8

9

アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）についておたずねします

問6. あなたは「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」という言葉を知っていますか。

当てはまるものを1つ選んでください。

- ☐ 1. 言葉も意味も知っている
- ☐ 2. 言葉は聞いたことがあるが、意味はよく知らない
- ☐ 3. 知らない

問7. 現在の専攻（学部・学科）はどちらに近いですか。

当てはまるものを1つ選んでください。

- ☐ 1. 理系
- ☐ 2. 文系
- ☐ 3. 分野横断・どちらとも言えない

問8. 中学生の頃、得意だった科目はどちらに近いですか。

当てはまるものを1つ選んでください。

- ☐ 1. 理系科目（数学・理科など）
- ☐ 2. 文系（国語・社会・英語など）
- ☐ 3. どちらも得意だった
- ☐ 4. どちらも苦手だった

問7で「1. 理系」かつ問8「2. 文系(国語・社会・英語など)」を選択した場合または
問7で「2. 文系」かつ、問8「1. 理系(数学・理科など)」を選択した場合問9を表示

《問7と問8が異なっている方におたずねします。》

問9. 現在の専攻が、中学時代の得意科目と違っている理由は何ですか。

当てはまるものすべてを選んでください。

- ☐ 1. 成績・学力が変化した
- ☐ 2. 新しい興味関心が生まれた
- ☐ 3. 保護者や先生に勧められた／反対された
- ☐ 4. 友人や周囲の影響
- ☐ 5. 理系（または文系）の仕事のイメージが自分に合わないと感じた
- ☐ 6. 経済的な理由（学費など）
- ☐ 7. その他

問10. あなたは、将来の仕事や進路を考える中で、次のようなことを感じたことがありますか。

当てはまるものをすべてを選んでください。

- ☐ 1. 「女性だから」「男性だから」という理由で、志望する職種・業種・進路を諦めたり、迷ったりしたことがある
- ☐ 2. 就職活動や職場実習などで、性別に関する不快な質問や発言をされたことがある
- ☐ 3. 将来の結婚・出産・育児について、性別を理由に不安を感じたことがある
- ☐ 4. 性別にかかわらず働きやすい職場かどうかを、就職先選びの基準にしたい（している）
- ☐ 5. 特にない

次のページからはセクシュアルハラスメントやDV、性的マイノリティ、困難な経験等についておたずねします。気になることや不安なことがあれば、以下リンク相談窓口までご相談ください。
また、このような内容について不快感や不安感を感じられた場合は、これらの設問には回答せずに、次の設問まで進んでください。

[相談先一覧](#)

← 1つ前の画面に戻る

→ 次の画面へ進む

 入力内容を一時保存する

セクシュアルハラスメントやDVについておたずねします

問11. セクシュアルハラスメントについておたずねします。あなたは、次のような行為をされたことがありますか。
当てはまるものすべてを選んでください

	職場（アルバイト先）で	学校で	地域で	受けたことがない
ア 年齢や身体のことについて、不愉快な意見や冗談を言われる	☐	☐	☐	☐
イ 卑わいな言葉をかけられたり、わい談をされる	☐	☐	☐	☐
ウ 身体をじろじろ見られる	☐	☐	☐	☐
エ わざと身体に触られる	☐	☐	☐	☐
オ 宴会などでお酌やデュエットを強要される	☐	☐	☐	☐
カ 性的なうわさを流される	☐	☐	☐	☐
キ しつこく交際を求められる	☐	☐	☐	☐
ク 性的な行為を強要される	☐	☐	☐	☐

問12. あなたは、次のようなことが配偶者・パートナーや恋人の間で行われた場合、暴力だと思いますか。
それぞれ1つ選んでください。

	どんな場合でも暴力にあたる と思う	暴力にあたる場合もそうでない場合もある と思う	暴力にあたるとは思わ ない
ア なぐる、ける	☐	☐	☐
イ 物を投げる、突き飛ばす	☐	☐	☐
ウ 何を言っても長時間無視し続ける	☐	☐	☐
エ 大声でどなる	☐	☐	☐
オ 「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」などの人格を否定するよ うな言葉を言う	☐	☐	☐
カ なぐるふりをして、おどす	☐	☐	☐
キ 刃物などを突きつけて、おどす	☐	☐	☐
ク いやがっているのに性的な行為を強要する	☐	☐	☐
ケ 避妊に協力しない、中絶を強要する	☐	☐	☐
コ 見たくないのにポレノビデオを見せる	☐	☐	☐
サ 裸の写真を撮り、インターネットに流したりする	☐	☐	☐
シ 生活費を渡さない、仕事をして収入を得ることを制限する	☐	☐	☐
ス 貯金を勝手に使われる、相談なく借金を重ねる	☐	☐	☐
セ 交友関係や行き先、電話・メールなどを細かくチェックする	☐	☐	☐
ソ 外出や親族・友人との付き合いを制限する	☐	☐	☐

問13. あなたは、これまでに交際相手がありましたか。
当てはまるものを1つ選んでください。

- ☐ 1. 交際相手がいいた（いる）
- ☐ 2. いなかった

問 13 で「1. 交際相手がいた(いる)」を選択した場合、問 14 を表示

《交際相手のいた(いる)方におたずねします。》

問14. これまでに交際相手が、あなたに対して次のようなことをしたことがありますか。

当てはまるものを1つずつ選んでください。

	何度もあった	1～2度あった	まったくない
ア なぐる、ける	☐	☐	☐
イ 物を投げる、突き飛ばす	☐	☐	☐
ウ 何を言っても長時間無視し続ける	☐	☐	☐
エ 大声でどなる	☐	☐	☐
オ 「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」などの人格を否定するような言葉を言う	☐	☐	☐
カ なぐるふりをして、おどす	☐	☐	☐
キ 刃物などを突きつけて、おどす	☐	☐	☐
ク いやがっているのに性的な行為を強要する	☐	☐	☐
ケ 避妊に協力しない、中絶を強要する	☐	☐	☐
コ 見たくないのにポルノビデオを見せる	☐	☐	☐
サ 裸の写真を撮り、インターネットに流したりする	☐	☐	☐
シ 生活費を渡さない、仕事をして収入を得ることを制限する	☐	☐	☐
ス 貯金を勝手に使われる、相談なく借金を重ねる	☐	☐	☐
セ 交友関係や行き先、電話・メールなどを細かくチェックする	☐	☐	☐
ソ 外出や親族・友人との付き合いを制限する	☐	☐	☐

問 14 でひとつでも、「何度もあった」「1～2度あった」を選択した場合、問 15 を表示

《問14で、1つでも「1～2度あった」「何度もあった」と答えた方におたずねします。》

問15. そのことを誰か(どこか)に相談しましたか。

当てはまるものを1つ選んでください。

- ☒ 1. 相談した
- ☐ 2. 相談したかったが、しなかった(できなかった)
- ☐ 3. 相談しようと思わなかった

「1. 相談した」を選択した方は、相談した際の相談先を教えてください。

0 / 60000

問16. あなたは、悩みや困りごとがあったときの相談は誰（どこ）にしますか。

当てはまるものすべてを選んでください。

- ☐ 1. 母親
- ☐ 2. 父親
- ☐ 3. きょうだい
- ☐ 4. 祖母
- ☐ 5. 祖父
- ☐ 6. 1～5以外と一緒に生活している人
- ☐ 7. 友人
- ☐ 8. 先輩・後輩
- ☐ 9. 恋人
- ☐ 10. 先生
- ☐ 11. 大学の相談室
- ☐ 12. 公的な相談窓口
- ☐ 13. 民間の相談窓口
- ☐ 14. 相談しない
- ☒ 15. その他

「15.その他」を選択した方は、具体的に記入してください

0 / 60000

← 1つ前の画面に戻る

→ 次の画面へ進む

💾 入力内容を一時保存する

✓ 入力1 - ✓ 入力2 - ✓ 入力3 - ✓ 入力4 - 5 入力5 - 6 入力6 - 7 入力7 - 8 確認 - 9 完了

性的マイノリティについておたずねします

問17. あなたは、LGBTQをはじめとする性的マイノリティ※について、どの程度知っていますか。

当てはまるものを1つ選んでください。

- ☐ 1. 言葉も意味も両方知っている
- ☐ 2. 言葉だけは知っている
- ☐ 3. 言葉も知らない

※性的マイノリティ…性的マイノリティ（性的少数者）を表す言葉の一つとして、次の言葉の頭文字をとって組み合わせた「LGBTQ」が使われることもあります。

L：レズビアン（女性を好きになる女性）、G：ゲイ（男性を好きになる男性）、B：バイセクシュアル（男女どちらも好きになる人）、T：トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と異なる性別を生きる人/生きたい人）、Q：クイア、クエスチョニングなど（自分の性別や、好きになる相手の性別を決めていない人など「L G B T」だけでは表せない性的マイノリティ）

問18. あなたは、今までに性自認（自分で自分の性別をどう思うか）または性的指向（どんな性別の人を好きになるか）に悩んだことがありますか。

当てはまるものを1つ選んでください。

- ☐ 1. ある
- ☐ 2. ない

問18で「1. ある」を選択した場合、問19を表示

《問18で「1. ある」と回答した方におたずねします。》

問19. その際、相談しましたか。

当てはまるものを一つ選んでください。

- ☐ 1. 相談した
- ☐ 2. 相談したかったが、しなかった（できなかった）
- ☐ 3. 相談しようと思わなかった

問20. LGBTQをはじめとする性的マイノリティにとって、現状は生活しづらい社会だと思いますか。

当てはまるものを1つ選んでください。

- ☐ 1. そう思う
- ☐ 2. どちらかといえばそう思う
- ☐ 3. どちらかといえばそう思わない
- ☐ 4. そう思わない

問 20 で「1. そう思う」「2. どちらかといえばそう思う」を選択した場合、問 21 を表示

《問20で「1. そう思う」「2. どちらかといえばそう思う」と答えた方におたずねします。》

問21. どのようなことが生活しづらい社会にしていると思いますか。

当てはまるものをいくつでも選んでください。

- ☐ 1. 家族、友人など周囲の人に相談できない
- ☐ 2. カミングアウト後、周囲の理解が得られない・態度が変化する
- ☐ 3. いじめ（悪口・嫌がらせなど）を受ける
- ☐ 4. 住居選択において偏見・差別がある
- ☐ 5. 医療の場において偏見・差別がある
- ☐ 6. 就職・就業において偏見・差別がある
- ☐ 7. 福利厚生において偏見・差別がある
- ☐ 8. 自認する性と異なるふるまいや服装などを強要される
- ☐ 9. 自認する性として利用できる施設・設備が少ない（トイレ・更衣室など）
- ☐ 10. 夫婦と同様に、同性パートナーとの関係を認めてもらえない
- ☐ 11. 性的マイノリティの権利を守るための法整備が進んでいない
- ☐ 12. 行政機関などの相談・支援体制が不十分である
- ☐ 13. 性別の記入を求められる書類が多い
- ☒ 14. その他

「14.その他」を選択した方は、具体的に記入してください

0 / 60000

問22. 茨木市の性的マイノリティ支援に関する取組を知っていますか。

当てはまるものをすべて選んでください。

- ☐ 1. いばらきにじいろ相談
- ☐ 2. いばらきにじいろスペース
- ☐ 3. パートナーシップ宣誓制度
- ☐ 4. 茨木市パートナーシップ宣誓制度活用補助金
- ☐ 5. LGBTQ出前研修
- ☐ 6. 茨木市LGBTQフレンドリー企業登録制度
- ☐ 7. いずれも知らない

取組名	内容
1. いばらきにじいろ相談	性自認や性的指向に関する電話相談です。性的マイノリティの方や、その家族、学校や職場の関係者、支援者からの相談を専門の相談員がお受けします。
2. いばらきにじいろスペース	性的マイノリティの方や、その周りの方が集うコミュニティスペースです。毎月1回開催しています。
3. パートナーシップ宣誓制度	一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係であると宣誓したことを市が証明する制度です。
4. 茨木市パートナーシップ宣誓制度活用補助金	パートナーシップ宣誓をした同性パートナーにパートナーシップを証明する公正証書の作成費を補助する制度です。
5. LGBTQ 出前研修	希望する茨木市内事業所に講師を無料で派遣し、アライ（多様な性を理解し、支援する人）を育成するための研修です。
6. 茨木市LGBTQフレンドリー企業登録制度	茨木市の性の多様性を尊重するまちづくり宣言に賛同し、性の多様性の理解促進等に取り組む茨木市内事業所を「LGBTQフレンドリー企業」として登録する制度です。登録事業所は市ホームページで公表するほか、オリジナルロゴマークを利用できます。

← 1つ前の画面に戻る

→ 次の画面へ進む

 入力内容を一時保存する

困難な問題を抱える人々への支援についておたずねします

問23. あなたは、以下のような“困難なことを経験”したことがありますか。

当てはまるものを1つずつ選んでください。

	経験なし	経験し相談した	経験したが相談していない
1. 予期せぬ妊娠	☐	☐	☐
2. 子育て	☐	☐	☐
3. 性的なことに関する嫌な経験（痴漢・盗撮等）	☐	☐	☐
4. 暴力や暴言、人からの付きまとい	☐	☐	☐
5. 外国にルーツがあり、日本社会になじめていない	☐	☐	☐
6. アルコール、タバコ、薬物（違法・合法含む）、ギャンブルへの依存	☐	☐	☐
7. うつ的な気分が続く	☐	☐	☐
8. 学校、SNS、職場などでの他者との関係	☐	☐	☐
9. 衣食住（身の回りの生活）での支障	☐	☐	☐
10. 家庭などの普段過ごす場所に信頼できる人がおらず、居場所がないと感じる	☐	☐	☐
11. 人との関わりがなく、孤独・孤立していると感じる	☐	☐	☐
12. お金に困っており、生活が苦しい	☐	☐	☐
13. その他	☐	☐	☐

13. その他で「経験し相談した」または「経験したが相談していない」を選択した方は、具体的に記入してください

0 / 60000

問 23 でひとつでも「経験したが相談していない」を選択した場合、問 24 を表示

《問23で 1 つでも「経験したが相談していない」と答えた方におたずねします。》

問24. あなたが相談しなかった（できなかった）のはなぜですか。

当てはまるものをすべて選んでください。

- ☐ 1. 相談しても無駄だと思った
- ☐ 2. 相談するほどのことではないと思った
- ☐ 3. 相談できる相手がいなかった
- ☐ 4. 我慢すればよいと思った
- ☐ 5. 相談できる相手が分からなかった
- ☐ 6. 自分にも悪いところがあると思った
- ☐ 7. 相談したことが周りに知られて、よりひどい状況になると思った
- ☐ 8. 相談することは恥ずかしいことだと思った
- ☐ 9. 今までの生活や人間関係を壊したくない
- ☐ 10. 特に理由はない
- ☒ 11. その他

「11.その他」を選択した方は、具体的に記入してください

0 / 60000

問25. あなたは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）が施行されたことを知っていますか。

当てはまるものを 1 つ選んでください。

- ☐ 1. 知っている
- ☐ 2. 聞いたことはあるが、内容は知らない
- ☐ 3. 知らない

法律では、「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）と定義。

← 1つ前の画面に戻る

→ 次の画面へ進む

💾 入力内容を一時保存する

あなた自身についておたずねします

F1. あなたの性別は。

1つ選んでください。※統計的な分析に必要であるため性別等をおたずねします。

- ☐ 1. 女性
- ☐ 2. 男性
- ☒ 3. () わからない、答えたくないなど自由にお書きください

わからない、答えたくないなど自由にお書きください

0 / 60000

F2. あなたの年齢は。

歳

F3. あなたの所属学部について、最も近いものを選びください。

当てはまるものを1つ選んでください。

- ☐ 1. 人文科学系の学部
- ☐ 2. 社会科学系の学部
- ☐ 3. 理学系の学部
- ☐ 4. 工学系の学部
- ☐ 5. 農学系の学部
- ☐ 6. 保健系の学部（看護学等）
- ☐ 7. 保健系の学部（医師薬学等）
- ☐ 8. 家政系の学部
- ☐ 9. 教育系の学部
- ☐ 10. 芸術系の学部
- ☒ 11. その他

「11.その他」を選択した方は、具体的に記入してください

0 / 60000

さまざまな相談窓口についてご紹介します。セクシュアルハラスメントやDV、性的マイノリティ、困難な問題を抱える人々についてなど、少しでも気になることや不安なことがあれば、相談窓口までお気軽にご相談ください。

相談窓口 一人で悩まないでお電話ください。

※特別の記載が無い限り、年末年始を除く

窓口名	電話番号	受付時間	休館日等
【女性相談(総合相談)】			
大阪府立男女共同参画・青少年センター (ドーンセンター)	06-6937-7800	【火から金】 16時00分から20時00分 【土・日】 10時00分から16時00分	毎週月曜日 祝日(土・日 を除く)
大阪府女性相談センター	06-6949-6022 06-6946-7890 (FAX)06-6940-0075	【月から金】 9時00分から20時00分 【土・日】9時00分から17時00分	祝日
茨木市立男女共生センターローズ WAM	女性相談 072-621-0892 男性相談 072-620-9929	女性相談【月から土】 10時00分から16時00分 男性相談【毎月第3・4水曜日】 18時30分から21時30分	火曜日 祝日
【デートDV相談】			
大阪府女性相談センター	06-6949-6022 06-6946-7890 (FAX)06-6940-0075	【月から金】 9時00分から20時00分 【土・日】9時00分から17時00分	祝日
	06-6946-7890(DV専用) (FAX)06-6940-0075	上記以外の時間帯、365日対応	
デートDV110番	050-3204-0404	【月から土】 19時00分から21時00分	
茨木市配偶者暴力相談支援センター	072-622-5757	【月から土】 9時00分から17時00分	祝日
【性犯罪相談(被害や捜査に関する相談)】			
性犯罪被害110番(大阪府警察本部)	0120-548-110 または#8103	24時間、365日対応	
大阪府性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター 「ウィズユーおおさか」	06-7494-3683 または#8891	24時間、365日対応	
19歳までの子どもの性暴力の相談 SAP子どもサポートセンター「サチッコ」	06-6632-0699	【月～金】 11時00分から16時00分 【第1,2,4木曜日】 11時00分から19時00分 【第3土曜日】 10時00分から12時00分	祝日
【ストーカー被害相談】			
ストーカー110番(大阪府警察本部)	06-6937-2110	24時間、365日対応	
【その他相談】			
こころの電話相談 (大阪府こころの健康総合センター)	06-6607-8814	【月・火・木・金】 9時30分から17時00分	祝日
みんなの人権110番(法務省)	0570-003-110	8時30分から17時15分	土・日・祝日
DV・セクハラ・性被害の電話相談 (大阪弁護士会)	06-6364-6251	【第2木】 11時30分から13時30分	
いばらきにじいろ相談	080-4668-9510	【毎月第4土曜日】 15時00分から19時45分	

各相談先のホームページ等確認されたい場合は、添付ファイルをご確認ください。

[相談先一覧](#)

← 1つ前の画面に戻る

→ 確認画面へ進む

 入力内容を一時保存する